

憲法しんぶん速報版

第99号

2004年11月19日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

自民党が「改憲草案大綱」を発表 国民的論議の盛り上げをめざし

11月3日の憲法公布58周年を中心に、全国各地で「憲法改悪反対、9条守ろう」の運動が活発に展開されました。同時に、自民、民主、公明の各党もこの間、憲法改悪に向けてのさまざまな動きをおこない、そのなかでこれらの政党がどのような戦略をもって憲法改悪に臨もうとしているかも浮びあがってきています。

民主、公明も道すじ示す

【自民党】 11月17日、「憲法改正草案大綱(たたき台)」を発表(12月上旬党憲法調査会で決定)、改憲案作成の作業テンポを速めています。「憲法改正に向けた国民的論議を展開する」(04年運動方針)ため、具体案を示し論議の材料とし、あわせて民主党などの「対案」を引き出すねらいがあるといえます。

「憲法改正草案大綱」はさきの「論点整理」につづき、憲法全文を対象したのですが、「まず最大公約数で、国民の半分の賛同が得られる部分でやってみる。それからいろんな部分で改正したらいい」(中谷元・憲法改正起草委員長、11月2日「朝日」)と、「国民的論議」をつうじて、憲法改悪への入り

口を探ろうとするものです。

【民主党】 党内では、次の総選挙では社会保障などを正面にすえ、一気に政権獲得をめざすべきとの判断が大勢といいます。10月31日、岡田代表は記者団に、「これから2、3年は政権交代の話だ。憲法改正論議は進めていけばいいが、実現はもう少し先の話だ」と語っており、小沢一郎氏も9月に「総選挙の争点が憲法改正になれば、社会保障を争点にしたくない自民党的な思いつぼ」との考えを岡田氏に伝えたといっています。(11月2日「朝日」)

憲法改悪は民主党のイニシアティブでおこないたいとして、そのためには改憲論議をすすめるながらも具体的着手は総選挙で政権を獲得した後にした方が得策との思惑が背後にあります。

【公明党】 10月31日に開いた第

5回党大会の運動方針で、「現行憲法は維持しつつ、そこに新しい条文を書き加え、補強していく『加憲』という方式は、…極めて現実的な方法」であることを再確認し、さらに今回の党大会ではこれまで「堅持する」としていた9条にまでこの方針を拡大し、「今後の9条論議に当たっては、9条の1項の戦争放棄、2項の戦力不保持の規定を堅持するという姿勢に立ったうえで、自衛隊の存在の明記や、わが国の国際貢献のあり方について、『加憲』の論議の対象として、より議論を深め、慎重に検討していく」としています。

憲法改悪には衆参両院で3分の2以上の賛成が必要ですが、それには自民党と民主党が賛成しなければならず、公明党の賛否は関係ありません。そのため公明党は結論を先延ばしにしつつも、いつでも自民党等に同調できる態勢をとっておこうというわけです。

“報告書は多数意見尊重する”

衆院憲法調査の中山太郎会長は、衆院の調査は来年の2、3月までかかるとしたうえで、最終報告書のまとめ方について、次のように語っています(11月2日「朝日」)

—最終報告では、改憲への一定の方向性を出したいのですか。

各党の委員次第だ。50人の委員に改めてそれぞれの意見を述べてもらい、その内容を集約して書くということにならざるをえない。

—方向性を出すことには、共産、社民両党が反対するでしょう。

両党は両党で意見を言えばよいだけ

元閣僚らが憲法評価の公述

11月11日開かれた衆院憲法調査会の公聴会には3人の元閣僚が公述人として登場しました。中曽根元首相は持論の改憲論を展開したものの、宮澤元首相は、「公布されてから50数年、憲法の言葉が普通の言葉となった。そして、憲法の言葉を自分の言葉として多くの国民が育ち、言葉だけでなく、実は日本自身も変わった。わが国は、この憲法があったおかげで発展できた」と、また武村元蔵相も「この憲法があったから、ここ60年の日本があったことを素直に評価すべき。特に、国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄の平和理念の三原則を否定する論拠は見あたらない。九条は国連憲章の精神をわが国が世界に先駆けて憲法に盛り込んだものであり、これこそが日本の顔、世界に示した旗であり、軽々しく変えるべきではない」と日本国憲法を評価。保守層の中も単純ではありません。

のことだ。主権者の代表として国会に出てきているのだから主権者の支持が少ない政党の発言権は少ない。それが民主主義だ。

国民投票法案で自民、公明が一致

自民、公明両党は、12日の憲法改正の手續に関する与党実務者会議で、来年の通常国会提出予定の国民投票法案について、①憲法改正案の提出は国会議員以外に内閣にも認める②国民投票は国政選挙とは別の日に行う③国民投票の不正がおこなわれた場合、裁判で確定した後、投票結果を無効とする—で一一致しました。